

確定申告

所得税、住民税の申告は2月16日から3月15日まで

かくていしんこく

確定申告の時期になりました。
期間中に正しい申告をしましょう。

【問合せ先】 役場住民ふれあい課
電話 72 0333

税金の過不足を精算する
確定申告

所得税、住民税の申告は、
1年間の所得金額を確定させ
ると同時に、計算した税額と
給与や利子などの所得につい
て、源泉徴収された税額や予
定納税した税額などの総額と
比べ、税金を納め過ぎている
のか、納め足りないのかを
計算して精算します。

事業を営んでいる人や給与
以外に収入を得ている人は、
平成16年1月1日から12月31
日までに得た所得を計算し、

その所得に対する所得税額を
自分で計算して2月16日から
3月15日（所得税の還付を受
けるための申告は、1月から
税務署に提出することができ
ます）までに申告納付しなけ
ればなりません。

申告が必要な人

次のいずれかに当てはまる
人は申告が必要です。

【給与所得でない人】
事業所得（農業、商業、工
業など）のある人。

不動産所得等（土地代、家
賃、配当など）のある人。

【給与所得者の人】

給与所得者の所得税は、年
末調整によって精算されるの
で、確定申告の必要はありま
せんが、次のような人は申告
が必要です。

給与の年収が2千万円を超
える人。

2か所以上から給与を受け
ている人。

給与所得者で、年末調整し
た給与以外に収入のある人
雑損控除などを受けようと
する人。

国税庁確定申告サイトオープン
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたも今すぐアクセス。
www.nta.go.jp

確定申告 3月15日(火)まで 3月31日(木)まで

税金は期限内に納めましょう

所得税 3月15日（火）まで

消費税・地方消費税（個人事業者）

3月31日（木）まで

贈与税 3月15日（火）まで

納税には、安心、便利な口座振替をご利用ください。

【問合せ先】 米子税務署（電話 0859 32 4121）

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

確定申告書等作成コーナーでは、収入金額等の必要事項を入力すると「所得税の確定申告書」が簡単に作成できます。また「消費税（個人）確定申告書」「青色申告決算書、収支内訳書」「医療費控除明細書」等も作成や「確定申告Q & A」申告・納付の手続き方法等も掲載しています。